令和6年1月24日

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 中長期目標(第2期)変更案 新旧対照表

赤字・下線部は改正部分

変更案	現行	備考(理由)
Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関す	Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関す	
<u>る事項</u>	る事項	
(3) 基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等	(3) 基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等	
⑦ 大学発医療系スタートアップの支援	(新設)	令和5年度補正予算における「大学発医療系
医薬品や医療機器等の開発・実用化のためには大学発医療		スタートアップ支援プログラム」の措置に伴
<u>系スタートアップが不可欠であり、未だ不十分なシード期の</u> スタートアップへの支援を強化する必要がある。		う変更
このため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関す		
る法律第27条の2第1項に基づき造成された基金を活用し		
た同項に規定する特定公募型研究開発業務として、大学発医		
療系スタートアップ支援プログラムを推進する。同事業においては、原業日常の実界化大幅についてよれ、カル実体の表		
いては、医薬品等の実用化支援についてノウハウと実績のある橋渡し研究支援機関を活用し、大学発展療系スタートアッ		
プの起業に係る専門的見地からの伴走支援等(医学研究上の		
革新性と事業としての将来性の両面を見据えたシーズ審査		
や、事業計画の立案等に係る伴走支援を含む。)を行うため		
の体制を整備するとともに、非臨床研究等に必要な費用の支援、医療ニーズを捉えて起業を目指す若手人材の発掘・育成		
後、医療一・ヘゼ促ん (起来を自指す石子)(材の先端・自成 を実施する。また、スタートアップへの支援の推進において		
は、適時目標達成の見通しを評価し、スタートアップへの支		
援の継続・拡充・中止などを決定する。		
8 先端国際共同研究の推進(略)	<u>⑦</u> 先端国際共同研究の推進 (略)	